

魚沼民商だより

2023年
4月 3日

第2340号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminpsyo@rose.ocn.ne.jp
〒 946-0032

大和支部・パンコン記帳 交流会を開きました！

3月27日、金井代表のお店にて、新年度の大和支部パソコン記帳交流会がスタートしました。この日4人が参加致しました。

集まりは確定申告後とあって、「ホッ」と一息ついた和やかな雰囲気のなかで行われました。



国税徴収部門の広域化！

3月24日、申請型「換価の猶予」セミナーに参加した建設業の会員から、「電話で『換価の猶予』申請がなんとか終わつたようです」と嬉しい報告がありました。

その後に、「当初、小千谷税務署に電話したら、個別の分納相談は長岡税務署の徴収課に相談して欲しいとなりました。電話をかけ直し相談したら、担当者から『なぜ一度に消費税が払えないのか』と迫られました。

そこで気後れせずに、換価の猶予申請書に基づいて、こちらの話し（言い分）をすすめて行つたら、「後日、返信用の封筒を同封した封書を送るので、申請書を記載して返送してください。確認したい12回分の納付書を届けます」と電話で解決しました。

3月23日、魚沼市は一般家庭から排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出削減のため、省エネ性能の高い家電等への入替に要した費用の一部を補助すると公表されました。該当するモノは、エアコン、電気冷蔵庫、高効率給湯器に限られています。

魚沼市「省エネ家電等入替補助金」をスタート！

参加者から、「先週、建設業許可等作成セミナーに参加し、翌日には南魚沼地域振興局に申請書類を提出してきた。スムーズに終わってよかったです」、また「先般、材料屋さんから、『これから請求書・領収書のやり取りをメールで行いたいと思いまので、ぜひその対応をお願いします』と連絡が来た。慣れないうから困ったよ」（配管）、「仕事現場のやり取りはすべてメールで行っている。工事が終われば『画像』『現場確認票』をメールで送ります。現場の発注（指示）はFAXで来る。データーはすべてパソコン保存としている。量が多くて管理がとても大変だ」（左官）、「コロナ以前か

新規会員募集中！

会費は十五日集金を
ヨロシクお願いします

市内の家電関連業者のみなさま、仕事起こしにぜひ役立てましょう。

（左官）、「コロナ以前か

参加者から、「先週、建設業許可等作成セミナーに参加し、翌日には南魚沼地域振興局に申請書類を提出してきた。スムーズに終わってよかったです」、また「先般、材料屋さんから、『これから請求書・領収書のやり取りをメールで行いたいと思いまので、ぜひその対応をお願いします』と連絡が来た。慣れないうから困ったよ」（配管）、「仕事現場のやり取りはすべてメールで行っている。工事が終われば『画像』『現場確認票』をメールで送ります。現場の発注（指示）はFAXで来る。データーはすべてパソコン保存としている。量が多くて管理がとても大変だ」（左官）、「コロナ以前か

補助対象経費の3分の1
上限額（3万～5万円）

【補助率】

一般家庭（※事業者は該当しません）

【補助対象経費】
省エネ家電等の購入費、取替又は工事に要する経費。

【申請受付開始】
4月17日

小千谷市「住宅リフォーム補助金」をスタート！

3月25日、小千谷市は市民の住生活環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、市内業者から住宅のエコリフォーム工事に対して一部を補助すると公表されました。

【申請受付期間】

前期分 4月10日～21日
後期分 9月4日～15日

【補助対象工事】

省エネ・エコ住宅設備・防災に伴う住宅のリフォーム工事。
50万円以上の工事額。

【補助金】

10万円
上限額（3万～5万円）

市内の建設関連業者のみなさん、仕事起こしにぜひ役立てましょう。

湯沢町「住宅バリアフリー化工事補助金」・「事業用施設バリアフリーカーボン事業補助金」をスタート！

3月26日、湯沢町はすべての人たちにあたたかく優しいまちづくりをテーマに、住宅及び事業用施設のバリアフリ化の工事に対して一部を補助すると公表されました。

【申請受付期間】

4月3日～12月28日

【補助金】

住宅・事業用施設	20万円（上限額） 50万円（上限額）
----------	------------------------

町内の建設関連業者のみなさん、仕事起こしにぜひ役立てましょう。

※注意、「工事経歴書」の実績を確認する資料として、許可の工事毎に1件の請負工事について、①請負契約書、②注文書又は請書、③請負代金の請求書のいずれかの写しを同封しなければなりません。

※原則申請者控えの提出は不要です。しかし県庁受付印を押印した申請者控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して頂く事になります。

※許可の有効期間は5年間です。

許可更新を申請する場合、有效期限満了の3カ月前から30日前の間に行なうことが必須となります。



建設業許可等の申請先変更に伴つての対応！

改めて4月1日

から建設業許可等（許可申請・変更届・経営事項審査・解体工事業登録・淨化層工事業登録）及び入札参加資格の審査・相談の窓口をすべて県庁（本庁）に変わります。

〒950-18570

「新潟県土木部監理課建設業室審査係」となります。TEL 025-280-5387（直通・審査係）。

時間は9時～17時（※但し、12時～13時の間は除くとなっています）

メールによる相談について、メールアドレスは、「shinsa-group@pref.niigata.lg.jp」であります。

【申請方法】

①書類を郵送する場合、簡易書留、レターパックライトで書類一式を郵送します。
※封筒の表面に、「許可関連書類在中」と朱書きして頂く事になります。

書類の押印は一切不要です。
申請書類及び提出部数は正一本、副本一本の計2部です。

新たに申請、認可、変更届出に応じたチェックシート1部を同封するとなっています。

※注意、「工事経歴書」の実績を確認する資料として、許可の工事毎に1件の請負工事について、①請負契約書、②注文書又は請書、③請負代金の請求書のいずれかの写しを同封しなければなりません。

※原則申請者控えの提出は不要です。しかし県庁受付印を押印した申請者控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して頂く事になります。

※許可の有効期間は5年間です。

許可更新を申請する場合、有效期限満了の3カ月前から30日前の間に行なうことが必須となります。

※許可の有効期間は5年間です。

許可更新を申請する場合、有效期限満了の3カ月前から30日前の間に行なうことが必須となります。

※許可の有効期間は5年間です。

許可更新を申請する場合、有效期限満了の3カ月前から30日前の間に行なうことが必須となります。

申請窓口は、国土交通省のホームページを開いて、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」にて入力作業する事になります。

私たち民商は毎年3月の確定申告終了後、「建設業許可等作成セミナー」として、3会場にて集まりを設けてきました。これから電子申請の声が多くなっていきます。

今後、相談会的な形式で集まりを定期的に開催する事を検討していきます。

新規会員募集中！